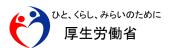
令和元年度 第1回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 アドバイザー・都道府県等担当者合同会議 2019(令和元)年5月29日(水)

令和元年度精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築支援事業

第1回 アドバイザー・都道府県等 担当者合同会議(R1.5.29)

資料1

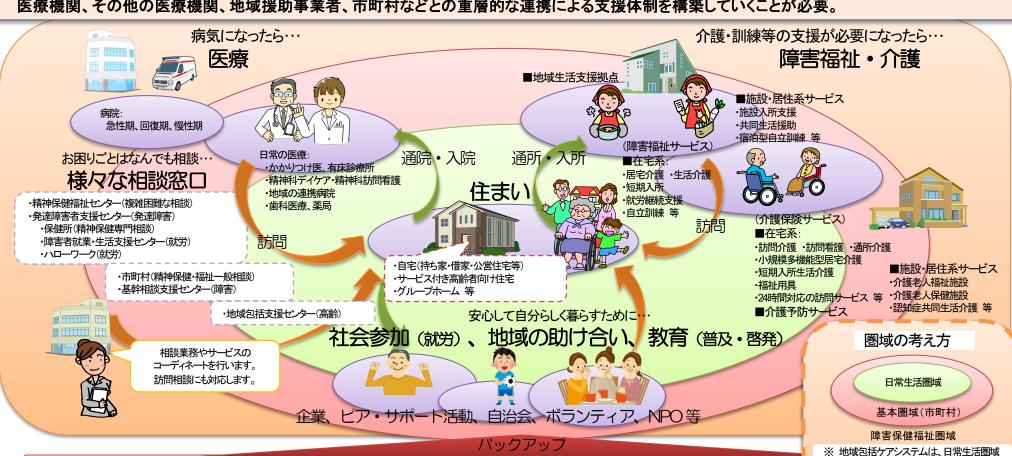


# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進について

社会•援護局障害保健福祉部精神•障害保健課

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- ○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- 〇このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村

バックアップ

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所

バックアップ

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

単位での構築を想定

る連携支援体制を確保

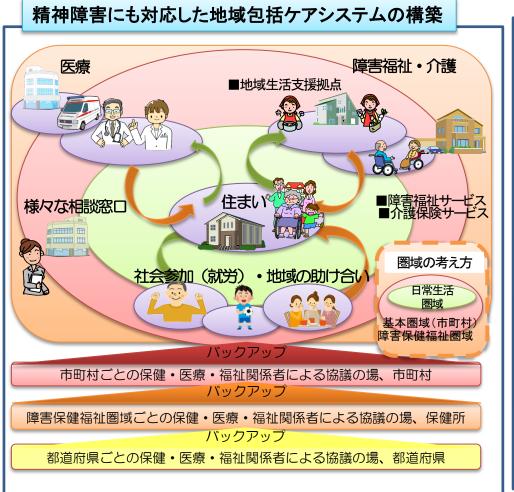
※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシス

テムの構築にあたっては、障害保健福祉 圏域ごとに、精神科医療機関・その他の

医療機関・地域援助事業者・市町村によ

### 精神疾患の医療体制の構築(第7次医療計画)について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める 必要がある。
- 2020度末、2024年度末の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉 計画等と整合性を図りながら地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を推し進める必要がある。
- 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等ごとに医療機能の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、各医療機関の医療機能を明確化する必要がある。



#### 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 多様な精神疾患等ごとに その他の 地域精神科医療提供機能を担う 医療機関 医療機関 市町村 精神医療圏※1 精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場 精神疾患に関する圏域連携会議 多様な精神疾患等ごとに 地域連携拠点機能を担う 保健所 医療機関 バックアップ 多様な精神疾患等ごとに 都道府県 精神保健福祉 都道府県連携拠点機能を担う 本庁 センター 医療機関 都道府県ごとの医療関係者等による協議の場※2 精神疾患に関する作業部会 ※1 精神医療圏の設定にあたっては二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉

圏域、老人福祉 圏域、精神科救急医療圏域等との連携も考慮し、地域の実

情を勘案して弾力的に設定 ※2 医療計画作成指針に基づく協議の場

### 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針について

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。第5期計画期間はH30~32年度

#### 2. 基本指針の主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障害者支援の一層の充実

### 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ·地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人~15.7万人に (H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人~2.8万人減)
- ・退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90% (H27年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ·一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- •就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- •移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス を各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

#### 4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ┣•障害を理由とする差別の解消の推進

- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業に至るまでの主な事業の変遷

#### ■平成20~21年度「精神障害者地域移行支援特別対策事業」

→ 精神障害者の地域移行に必要な体制の総合調整役を担う地域体制整備コーディネーターや利用対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員の配置を柱とする。

#### ■平成22~26年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」

→ これまでの「精神障害者地域移行支援特別対策事業」で行ってきた地域移行推進員と地域体制整備コーディネーターの配置に加え、未受診・受療中断等の精神障害者に対する支援体制の構築と精神疾患への早期対応を行うための事業内容を加え、ピアサポーターの活動費用を計上するとともに、精神障害者と地域の交流促進事業も行えるよう見直しを行い実施。

#### ■平成23~25年度「精神障害者アウトリーチ推進事業」

→ 未治療や治療中断している精神障害者等に、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種から構成されるアウトリーチチームが、一定期間、アウトリーチ(訪問)支援を行うことにより、新たな入院及び再入院を防ぎ、地域生活が維持できるよう、平成23年度から試行的に実施。本事業において、アウトリーチ(訪問)支援における評価指標や事業効果について検証を行い、アウトリーチ(訪問)支援を地域精神保健医療の新たな体制として構築することを目指す。

#### ■平成27~28年度「長期入院精神障害者地域移行総合推進体制検証事業」

→ 長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、長期入院精神障害者の地域移行を進めるために必要な地域移行方策である「退院に向けた意欲の喚起」「本人の意向に沿った移行支援」「地域生活の支援」及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証。(地域移行進連携会議の開催、退院支援プログラムの実施、スーパーバイザー派遣。)

#### ■平成29年度~「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」

→ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の成果を踏まえて創設。 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係 者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。(精神障害者の住まいの確保 支援、ピアサポートの活用、精神障害者の家族支援、入院中の精神障害者の地域移行等)

#### ■平成29年度~「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」

→ 地域移行に実践経験のある広域アドバイザーと都道府県等密着アドバイザーから構成されるアドバイザー組織を国に設置し、都道府県等の自治体 は広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等における、精神障害にも対応 した地域包括ケアシステムの構築を推進する。(都道府県等自治体へのアドバイザー派遣、会議等を通じたノウハウ共有、手引きの作成 等) ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

令和元年度予算:532,733千円(平成30年度予算:515,642千円)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和元年度予算: 40,579千円(平成30年度予算: 39,405千円)

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

〈実施主体〉 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- ②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
  - ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏 域等 (障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
  - ◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県·指定都市·特別区

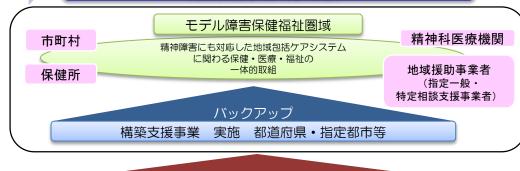
※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築推進事業(事業①)

#### 【事業内容】(1は必須)

- 1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 2. 普及啓発に係る事業(※令和元年度新規)
- 3. 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 5. ピアサポートの活用に係る事業
- 6. アウトリーチ支援に係る事業
- 7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等 の継続支援に係る事業
- 8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- 9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- 10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築支援事業(事業②)



#### バックアップ

国(アドバイザー組織)

広域アドバイザー

都道府県等密着アドバイザー

◆ 個別相談・支援(電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

#### 国(構築支援事業事務局)

- ■全国会議の企画・実施、<u>シンポジウムの開催(※令和元年度新規)</u>、 アドバイザー(広域・密着AD)合同研修会の開催(※令和元年度新規)
- ■地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成
- ■地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る 令和元年度新規事業メニュー等

### 【構築推進事業(地域生活支援促進事業)】

- <事業メニューの追加>
- 〇普及啓発に係る事業(新規)

各地域でのシンポジウムの開催等の普及啓発事業の実施により、精神障害者に 対する地域住民の理解を深める。

### 【構築支援事業】

- ○精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウムの開催
  - 第90回障害者部会(30.6.27)報告資料における「教育(普及・啓発)」に係る取組の一環として、アドバイザー、事業所関係者、行政担当者、当事者による精神障害者に対する理解を深めることを目的とする。
- ○アドバイザー(広域・密着)を対象とする研修会の開催

全アドバイザーが地域包括ケアシステムの理念、それぞれのこれまでの実践経験や知見(手法等)を共有することにより、アドバイザーの更なるスキルアップを目指すことを目的とする。

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業(※))

※地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、 国として促進すべき事業について、「地域生活支援促 進事業」として特別枠に位置付け、<u>5割等の補助率を確保し、</u>質の高い事業実施を図るもの。

■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

〈実施主体〉 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

### 【事業内容】(1は必須、2~11は地域の実情に合わせて選択実施)

- 1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 2 普及啓発に係る事業(※令和元年度新規)
- 3. 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 5. ピアサポートの活用に係る事業
- 6. アウトリーチ支援に係る事業
- 7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- 8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- 9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- 10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

#### 令和元年度からの新規事業メニュー

#### 2.普及啓発に係る事業

→ 精神障害者に対する地域住民の理解促進を目的としたシンポジウム等の事業を各自治体の実情に応じて実施

【平成29年度】実施自治体14

【平成30年度】実施自治体49

【令和元年度】実施自治体71 (予定)

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携しモデル障害 保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

### 1. アドバイザーの主な役割

#### <広域アドバイザー>

〇保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等密着アドバイザーや都道府県等に対し相談・助言・支援を行う。

#### <都道府県等密着アドバイザー>

〇保健・医療・福祉の計3名のアドバイザーが、所在の都道府県等を担当し、広域アドバイザー及び担当都道府県等の担当者と協力しながらモデル障害保健福祉圏域における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

### 2. 都道府県・指定都市・特別区の主な役割

- 〇モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)の選定
- 〇都道府県等密着ADの選定・国への推薦
- ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- ○全国会議への参加
- 〇手引きの作成等、当事業への協力

【平成29年度】参加自治体13

【平成30年度】参加自治体18

【令和元年度】参加自治体20

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

### 3. 情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、①ポータルサイトの開設 ②地域包括ケアニュースの発行 ③合同会議の開催 ④手引きの策定を行う。

#### ①ポータルサイトの開設

### 【サイトURL】 http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/

精神障害にも対応した
地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル

調査研究・ 報告書等 地域包括ケア システムに係わる リンク先一覧 本事業関連資料& 地域包括ケアNEWS

FAQ

関係者 専用ページ

このサイト「精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築支援情報ポータル」は、これまでの 地域移行に関する各種団体の調査研究・報告書や、 審議会といった情報サイトへのリンク先などを共 有するためのポータルサイトです。



※①・②・④については、 当該事業に参加していない自治体の 方も閲覧可能。

### ②ニュースの発行



#### ③合同会議の開催



#### 年3回 開催予定

- く参加者>
- •参加都道府県等担当者
- ·広域AD
- ·都道府県等密着AD
- •厚生労働省担当者
- •事務局担当者



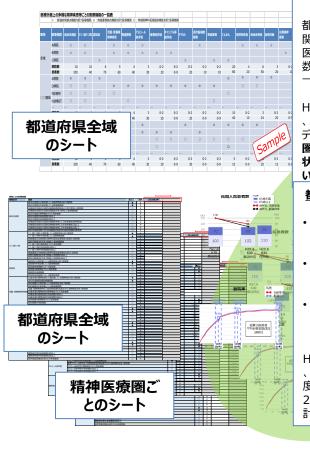
合同会議は、 当該事業に参加していない自治体の 方も傍聴可能。

④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業「手引き」の策定

### データ分析による計画の企画立案実行管理支援

### 新しい精神保健福祉資料と目標値設定ツールの公表

NCNP精神保健計画研究部ホームページ http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku



#### 都道府県のすがた

都道府県の精神医療機 関一覧、疾患ごと精神 医療圏ごとの医療機関 数・患者数・拠点機関の 一覧

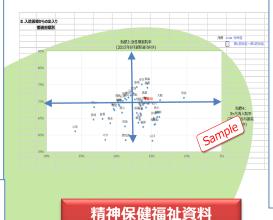
H29年初回公開版では、2次医療圏ごと。数値 データは26年。

圏域設定、拠点の指定 状況をH29末にうかが います。

#### 都道府県・精神医療圏 の現況

- 2年分の疾患ごと 入院/外来ごとの医療機関数、患者数等
- 2年分の病院設置地 /患者住所ごとの長期 入院者数グラフ
- 1年以内退院率、1 年以内再入院率のグラフ

H29年初回公開版では、2次医療圏ごと。26年度データ。長期患者は25,26年で、住所地集計はありません。



これらデータを都道府県ごとに

ひとつのエクセルファイルにして、

#### <u>(参考資料)</u>

その他集計値

#### 都道府県・精神医療圏 の現況散布図

- (\*)急性期の退院率と早期の再入院率の関係の全国・全域との比較
- 整備すべき地域資源 量と現状の長期患者 数の関係の全国・全 域との比較

H29/5版では、(\*)のみ 提示します



医療計画・障害福祉計画 のH32,36年目標値設 定ツール エクセルファイルで公表 αβγ値の入力だけで、地 域基盤整備量を算出しま す



### 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」の構成

精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要であることから、各自治体がより積極的かつ円滑に、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組を進めることができるよう、その構築プロセスや各種事業の実例等を掲載した手引きを作成

### 第1章 精神保健医療福祉のデータと政策

- 1. 精神医療及び障害福祉サービス等のデータ
- 2. 精神保健医療福祉政策の動向

### 第2章 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全体像
- 2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた各機関の役割
- 3. 保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の設置
- 4. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構成要素
- 5. 地域と医療機関との連携
- 6. 障害福祉サービス事業
- 7. 地域生活支援事業等

### 第3章 自治体における取組の実例

- 1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」における各事業の実施例
- 2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」以外の実例

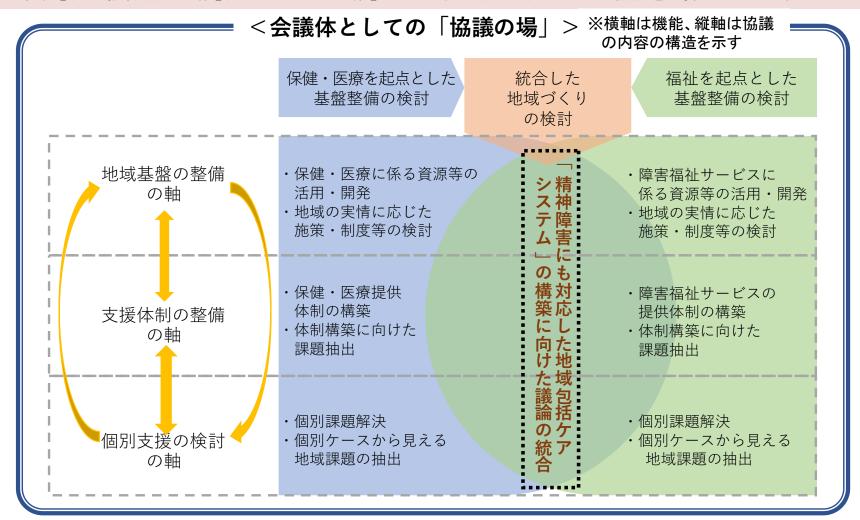
### 参考

- 1. 障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の一覧
- 2. 圏域の考え方に係る資料等
- 3. 地域アセスメントに係る計画及び資料等
- 4. 地域アセスメントにおける情報活用及びツールの利用方法



### 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の機能と協議内容の構造の概念

- ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するために最も重要なポイントは、「保健・医療から地域を考える 視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合
- ○都道府県と保健所及び市町村が責任を持ち、それぞれの保健・医療及び福祉を起点とした基盤整備の検討のうえに、両内 容を統合していくことが必要
- 〇協議の場では、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を持ったうえで、「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って、さまざまな機能を発揮することが求められる



### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス

### 地域の課題の共有

• 現状分析、協議の場を通じて自治体、保健所、医療機関、 福祉事業所等、関係者間で地域の課題を共有する

### 目標設定

協議の場で年度ごとに目標(できれば数値目標も)を設定し、目標達成のためのプランを検討する

### 個別の支援を通じた 連携構築

ケースの支援を通じて、関係者が顔の見える関係を構築する

• 連携により既存の資源・仕組みを有効活用

### 成果の評価

• 一定期間ごとに進捗状況、目標達成状況を確認し、プランを見直す

### く構築プロセス例>

「地域アセスメント」 の実施

「地域アセスメント」の共有

- ・「地域ビジョン(地域のあるべき 姿)」と具体的な目標の設定
- ・役割分担とロードマップの作成

各個別テーマ毎に 実施可能なものか ら協議・実施

評価及び見直し

### 地域生活支援事業等において精神障害者関係に特化して実施している補助事業

### <都道府県地域生活支援事業>

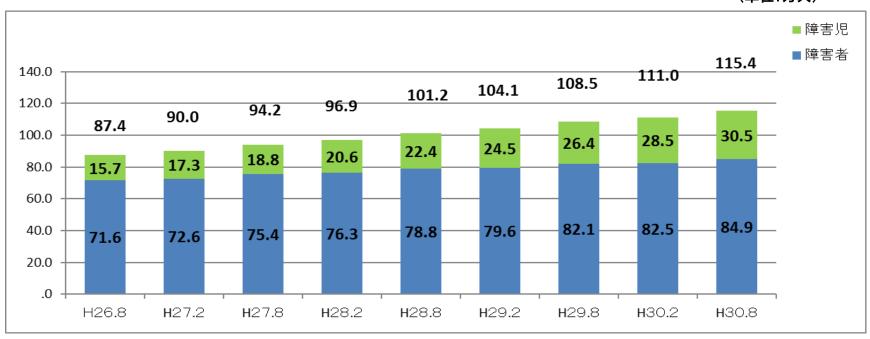
- ■精神障害者地域生活支援広域調整等事業
  - → アウトリーチ、ピアサポート関係の事業
- ■精神障害関係従事者養成研修事業
  - → 精神科訪問看護従事者研修、アウトリーチ関係者研修
- ■精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
  - → 障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者 養成研修

### <地域生活支援促進事業>

- ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
  - → 精神障害者が地域で安心して自分らしい暮らしをするための基盤整備を行うことを目的として実施する11の事業メニュー

### 障害福祉サービス等の利用者数の推移





### ○平成29年8月→平成30年8月の伸び率(年率)・・・・・ 6.3%

(30年8月の利用者数)

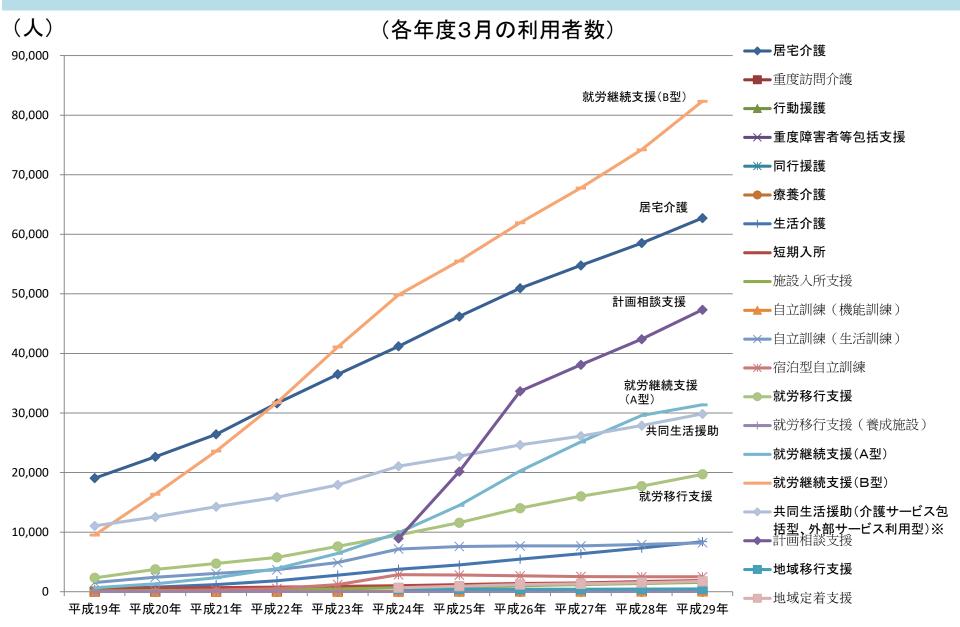
このうち	身体障害者の伸び率	1.	0%	身体障害者	21.7万/
	知的障害者の伸び率	2.	9 %	知的障害者	39.6万/
	精神障害者の伸び率	6.	8 %	精神障害者	21.7万/
	障害児の伸び率	14.	4 %	難病等対象者⋯	0.3万/

0. 3万人(2.848人) **雞**柄等对家者…

障害児 32.0万人(※)

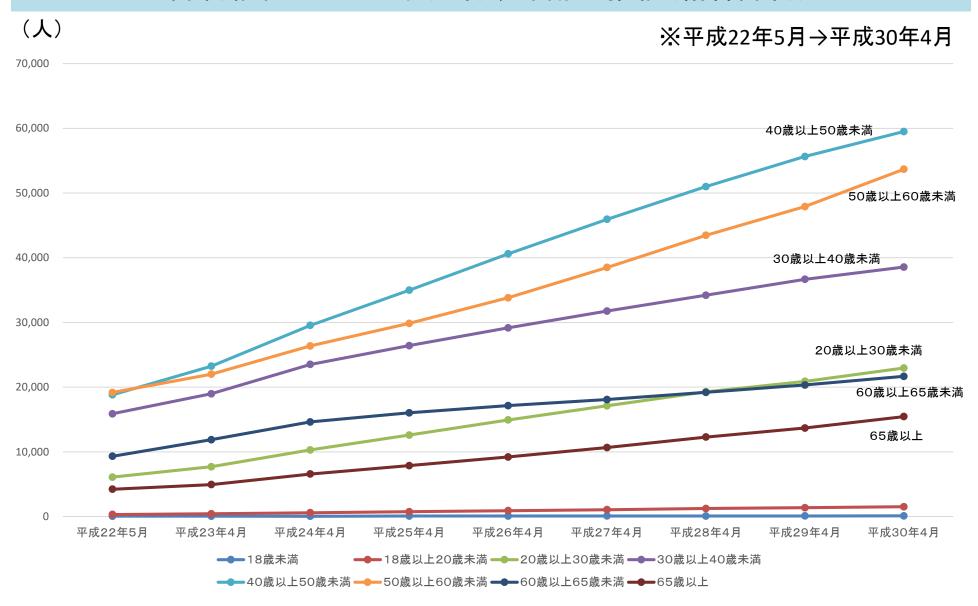
(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

### 精神障害者における障害福祉サービス等別利用者数の推移



<sup>※</sup> 平成19年から平成25年までは、「共同生活介護」「共同生活援助」を合わせた人数 資料:国保連データ(各年度3月サービス提供分の利用者数、平成30年10月現在)

### 障害福祉サービス利用者数年齢別推移(精神障害)



### 地域全体のアセスメント

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業の実施に際しては、保健・医療・福祉関係者と地域の課題を共有するため、 <mark>都道府県等は協議の場を開催する前に地域アセスメントを実施</mark>し、協議の場において、<u>地域アセスメントに基づいた地域の課題を共有</u>し た上で、「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」の検討をすることが重要。

「地域アセスメント」 の実施 「地域アセスメント」の共有

- ・「地域ビジョン(地域のあるべき 姿)」と具体的な目標の設定
- ・役割分担とロードマップの作成

各個別テーマ毎に実 施可能なものから協 議・実施

評価及び見直し

- 1. 地域ビジョンを検討するための地域アセスメント
- ※ 協議の場の開催前に実施

○地域アセスメントに関する情報源の例

#### ReMHRAD:地域精神保健医療福祉資源分析データベース

https://remhrad.ncnp.go.jp/

- 「障害者総合支援法の福祉サービス資源の多寡を見る」「精神科病棟の入院者状況を見る」「精神科訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションの状況を見る」「救急医療体制の状況を見る」ことが可能。
- ※ 例えば、「障害者総合支援法の福祉サービス資源の多寡を見る」では人口10 万人あたりの福祉サービス資源の量や分布(マッピング)等が把握できる
- 資源の状況を把握することで、保健・医療・福祉関係者が多寡による 困りごとはないか、地域資源の分布による困りごとはないか、連携は滞りないかといった議論が可能となる。

#### 第5期障害福祉計画、第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画

- 各計画の数値目標や根拠データ、圏域ごとの精神疾患にかかる医療データ(15領域にかかるデータ、退院率、長期入院患者数等)、都道府県の医療の状況(自立支援医療、医療保護入院、措置入院、定期病状報告等)、認知症総合支援事業の実施状況等
- ※ 精神保健福祉資料や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報 ポータルを活用
- 地域ごとに、どのような疾患が多いか、入院需要や退院率の高低はどうかを見ることで、その要因を議論するきっかけとなる。





### 事業毎の地域アセスメントと地域ビジョンにそった数値目標の設定

「地域アセスメント」 の実施

「地域アセスメント」の共有

- ・「地域ビジョン(地域のあるべき 姿)」と具体的な目標の設定
- ・役割分担とロードマップの作成

各個別テーマ毎に実 施可能なものから協 議・実施

評価及び見直し

- 2. 構築推進事業の**事業ごとの**地域アセスメント
- ※ 協議の場の開催前に実施
- 「1.地域ビジョンを検討するための地域アセスメント」に加えて、地域全体のアセスメントだけでは把握しきれない、圏 域毎等の普及啓発やピアサポートの養成・活用状況、研修の実施状況等、構築推進事業の1から10の事業に関連する地域アセ スメントを実施(構築推進事業毎の情報源の例はP.20を参照)。
- また、市町村ごとの障害福祉サービスの状況(支給、稼働等)や各自治体で行われているアンケート等を活用している事例 もある。
  - ・ │ ○ **窓口への相談内容や関係者からの聞き取り等で得られる「質的情報」**の把握も重要。
- 3. 協議の場での地域ビジョン(地域のあるべき姿)の検討と具体的な取組及び数値目標の設定 ※ 協議の場で実施
- 都道府県等は協議の場の開催前に実施した地域アセスメントの内容を、協議の場において、地域の保健・医療・福祉関係者 に提示する。
- 提示した地域アセスメントに基づいて、地域課題を共有する。
- 地域の現状と課題を踏まえ、**「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」を検討。**
- これらの実現のため、事業毎に具体的な取組内容及び取組の具体的な目標を協議し、実施につなげる。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス「地域アセスメント」;構築推進事業毎の情報源例

	全国の情報源の例	地域ごとの情報源の例
	○保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 構築支援事業アンケート集計結果 ( <u>http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/</u> )	○障害福祉計画、医療計画、介護保険事業(支援)計画の指標
普及啓発		○シンポジウム等の普及啓発に係る事業の開催状況 ○パンフレット、リーフレットの作成状況、活用状況 ○地域活動支援センターや精神科病院等が開催するイベントの状況 等
家族支援		○家族会の数、開催回数 ○家族支援を行える人材育成の状況 等
住まいの確保	○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の数(セーフティネット住宅情報提供システム(国土交通省) (https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php) ○居住支援法人一覧(国土交通省) (https://www.mlit.go.jp/common/001288469.pdf)	○グループホームの設置、稼働状況 ○宿泊型自立訓練の設置、稼働状況 等
ピアサポートの活用	○ピアサポーターの養成者数 構築支援事業アンケート集計結果 (http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/)	○ピアサポーター養成講座の開催状況 ○ピアサポーターの要請者数、活動状況 等
	○「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」のアウトリーチ事業の情報※近日中に下記に掲載予定 (http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/)	
退院後の 医療等継続支援	○「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」の分担研究 「措置入院者の地域包括支援のあり方に関する研究」の成果報告書 (http://mhlw-grants.niph.go.jp/)	
研修	○「精神障害関係従事者養成研修事業」精神障害者地域移行・地域 定着支援関係者研修情報 ※近日中に下記に掲載予定 ( <a href="http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/">http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/</a> )	○研修の実施状況(テーマ、参加者数(初回・継続)、参加団体数、 研修前後のアンケート)
地域移行	○障害者総合支援法による「地域移行支援」の利用実人数及び退院人数 構築支援事業アンケート集計結果 (http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/) ○障害福祉サービス等の利用状況について (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/toukei/index.html)	<ul><li>○地域移行支援実施事業者数</li><li>○地域移行支援の利用者数及び退院人数 等</li></ul>
構築状況の評価	○各自治体の評価項目等一覧 ※近日中に下記に掲載予定 (http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/)	○障害福祉計画、医療計画、介護保険事業(支援)計画の指標

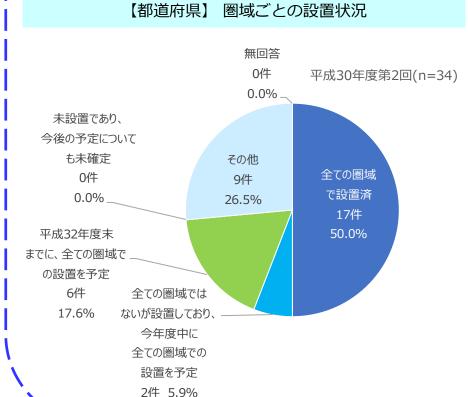
### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス 「地域アセスメント」; ~保健・医療・福祉関係者による協議の設置~情報源例

#### 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における成果目標

平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域/市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアンケート集計結果

時点:2019年1月1日現在

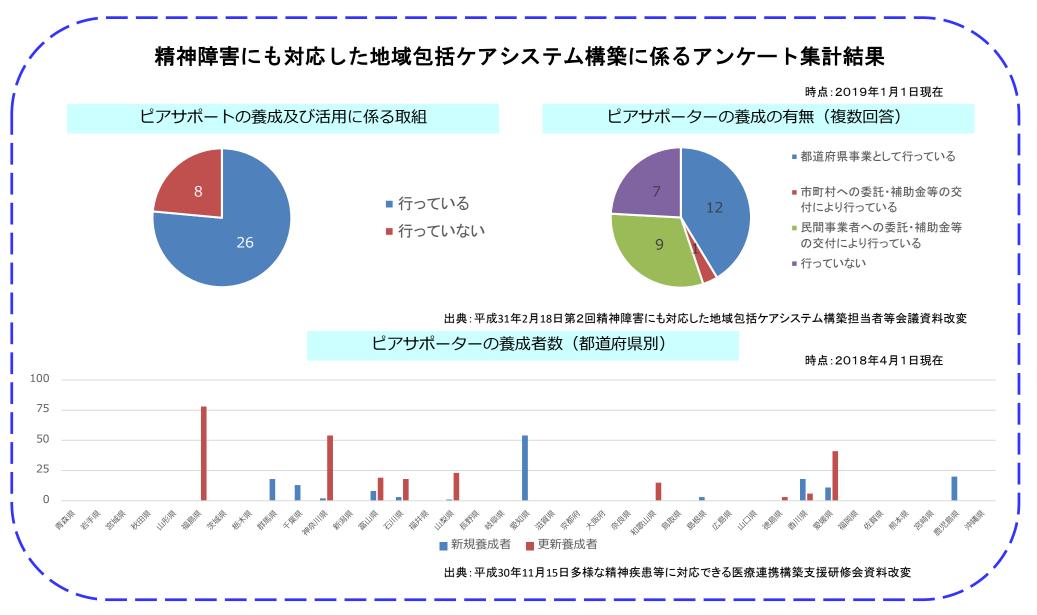


#### 【市町村】協議会の設置状況(複数回答)



出典:平成31年2月18日第2回精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築担当者等会議資料改変

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス 「地域アセスメント」; ~ピアサポートの活用に係る事業~情報源例

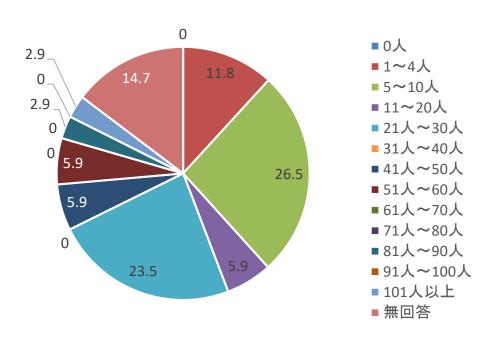


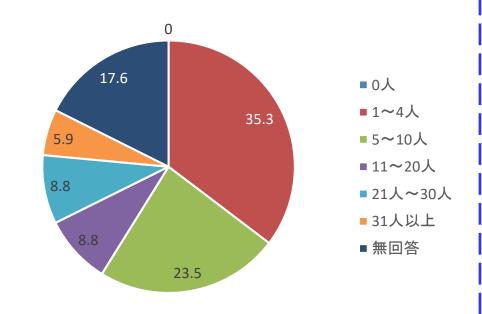
# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス「地域アセスメント」; ~入院中の精神障害者の地域移行に係る事業~情報源例

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアンケート集計結果

時点:2019年1月1日現在

障害者総合支援法による「地域移行支援」について 平成29年度の利用実人数 平成29年度に「地域移行支援」を利用した者のうち、 平成29年度中に退院した人数





出典:平成31年2月18日第2回精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築担当者等会議資料改変

「地域アセスメント」の共有
・「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」
と具体的な目標の設定
・役割分担とロードマップの作成

	目標値の例
協議の場の設置	○区市町村、障害保健福祉圏域、都道府県(政令市等)各層での設置 ○自立支援協議会との連携 ○協議の場からの首長宛提言数 ○行動計画が策定されPDCAサイクルが回っているか、各項目について議論されているか
普及啓発	○実施数、対象者数 ○市民向け講座の実施 ○ピアサポートの活用
家族支援	○家族会の開催状況 ○家族向け相談・支援の状況 ○協議の場で家族の二ーズ等を共有しているか
住まいの確保	○グループホーム整備への補助金の有無 ○公営住宅活用実績 ○住まい確保のための宅建協会との協議の場 ○住まい確保のためのマニュアル
ピアサポートの活用	○養成研修実施数・受講者数 ○活動実績数 ○登録者数 ○活動内容の評価の実施
アウトリーチ支援	○アウトリーチ支援を必要とする者の二ーズ把握ができているか ○多職種が連携して、地域生活を支援を実施する仕組みがあるか
退院後の 医療等継続支援	○ガイドラインに基づく支援が実施されているか ○(ガイドラインを基にした)自治体のマニュアルがあるか
研修	○精神科病院スタッフ向け研修の実施及び参加者数(+参加職種数) ○多職種参加研修の実施 ○官民、多職種協働による研修会の開催 ○障害福祉サービス事業所向けの研修会の開催
地域移行	○地域移行支援、地域定着支援の利用者数 ○地域移行支援の件数に結びついているか ○医療・福祉・行政・保健が協働した地域移行のプログラムがあるか ○院内研修会の参加者数 ○入院中患者へのプログラム実施者数 ○退院者数
構築状況の評価	○取組前と取組後を比較して、取り組んだことの評価(地域の強み)ができているか ○協議の場でのPDCAサイクルが回っているか

※留意点として、「指標」は、地域(自治体)の実状に応じて設定されるものであり、指標の設定や指標達成に向けた取組が数値達成(ノルマ達成)にならないようにすることが大切。取組が、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に資するものかどうか検討を行うこと、そのような視点を持つことが重要だということを、当該事業に参画する自治体担当者及び密着AD等が十分に理解・共有することが重要。

	構楽推進事業毎に活用できるツールに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に関する情報源例 (大声) (大声) (大声) (大声) (大声) (大声) (大声) (大声)
	全国規模の例	地域ごとの例
協議の場の設置	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き	
	( <u>http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/</u> ) ○精神障害者の長期入院後のドキュメンタリー映像集	<del> </del>
	○精神障害者の長期人院後のトキュメンタリー映像集	
	(lather the consequent of based at the consequent)	○映像教材
普及啓発	厚労省(YouTube)( <u>https://www.mhlw.go.jp/index.html</u> )	○映像教材  ○パンフレット、リーフレット
	○精神・発達障害者しごとサポーター	
	(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou	
	/shougaishakoyou/shigotosupporter/index.html)	
家族支援	○みんなねっと (https://seishinhoken.jp/)	
	○住まいと暮らしの安心サポートブックレット ※居住支援全国	
	ネットワーク (http://kyojushien.net/archives/324)	
	○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の数(セーフティネット住宅 はおおり	
	情報提供システム(国土交通省)	
住まいの確保	( <a href="https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php">https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php</a> ) ○居住支援法人一覧(国土交通省)	
	○店任文援法人一見(国工父进有)   (https://www.mlit.go.jp/common/001288469.pdf)	
	( <u>ntcps://www.minc.go.jp/common/ou1288469.pdr</u> ) ○居住支援協議会(国土交通省)	
	(https://www.mlit.go.jp/common/001288464.pdf)	
	○「障害者ピアサポーターの専門性を高めるための研修に関する研	<u> </u>
ピアサポートの活用	究」(早稲田大学,岩崎香)( <u>http://mhlw-</u>	
	grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201717006A)	
	○「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」のアウトリーチ事業	
アウトリーチ支援	の情報※近日中に下記に掲載予定	
	(http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/)	
退院後の	○「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」の分担研究 「排票」に表の地域包括支援のため方に関する研究」の対理報告書	
医療等継続支援	「措置入院者の地域包括支援のあり方に関する研究」の成果報告書	
	( <a href="http://mhlw-grants.niph.go.jp/">http://mhlw-grants.niph.go.jp/</a> ) ○平成28年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業「指定一般相談	
	○平成26年度	
	文法事業が、(地域情談文法) と精神特別院の職員が励勤して地域を   行に向けた支援を行うための研修カリキュラム及びガイドライン等	
	17に同じた文張を行うための別憶がウヤエラム及びガイドライラ等   の開発」報告書(日本精神保健福祉士協会)	
	(https://www.japsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/20170331-1/all.pdf)	
	○精神保健福祉士のための退院後生活環境相談員ガイドライン(日	†
1-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		○地域移行支援事業にかかるパンフレット 等
	(https://www.japsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/201903-guideline.pdf)	
 構築状況の評価	○各自治体の評価項目等一覧※近日中に下記に掲載予定	
1円末1八ルリオ1川	(http://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/)	

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス ~ 普及啓発に係る事業~活用できるツールに関する情報源例

### 精神障害者の長期入院後のドキュメンタリー映像集

### く映像作成の主旨>

平成30年度障害者総合福祉推進事業「当事者・家族等による、精神障害者に対する理解促進等に資する普及啓発方法の開発」において、精神障害等にあまり接点のない一般市民に加えて、精神障害者の家族や精神障害者の支援者を目指している学生等の関係者が、<u>精神障害や精神障害者の現状を知り、その理解に繋がることが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する上で重要</u>なものの1つと考えられることから、<u>普及啓発を目的としたドキュメンタリー映像を作成。</u>

#### く映像の目的>

- ■障害等にあまり接点のない一般市民が、精神障害や精神障害者の地域での生活について知ること。
- ■精神障害者の家族や精神障害者の支援者を目指している学生等の関係者が、精神障害者が地域で生活するために必要なサービスや支援方法について 知ること。

#### 映像の構成

○資料編のほか、自立するまでの過程において様々な経験をし、長期の精神科病院での入院生活の後、地域において暮らしている5名のドキュメンターリー映像により構成

出演者	年齢・性別	。
Aさん	50代•女性	3年間の入院期間を経て約3年前に退院。元々プロの漫画家のアシスタントをしていた。発症を機に漫画家になる夢を諦めたが、就労継続支援B型事業所での活動をきっかけに、再び漫画制作に取り組んでいる。
Bさん	40代•男性	複数回の入退院を繰り返したのち約5年前に退院。病気と向き合うことができなかったという過去の経験を踏まえ、現在はピアサポーターとして、同様の経験のある仲間の助けになろうと精力的に活動をしている。
Cさん	50代•男性	30年間の入院期間を経て約1年前に退院。地域での生活を通し、入院中は攻撃的な性格だったが退院後は穏やかな性格に変化した。また、ようやく手に入れた自由な生活を楽しみ、今の生活が充実していると話す。
Dさん	50代•女性	14年間の入院期間を経て約4年前に退院。他者に頼りにされていることがモチベーションとなり、就労継続支援B型事業所で活動している。また、共に支え合うパートナーと共に、今後は他者を元気にすることができる存在になるという目標を掲げている。
Eさん	60代•男性	7年間の入院期間を経て約2か月前に退院。入院中に思い描いていた"辞書研究"に没頭するという生活を実現し充実した毎日を送っている。

26

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス ~精神障害者の住まいの確保支援に係る事業~活用できるツールに関する情報源例

「平成30年度障害者総合福祉推進事業」

貸主・宅建業者に対する精神障害者等の居住確保支援の手引き開発並びに精神障害者等の居住支援を 先駆的に実践している居住支援法人等の調査事業

・精神障害者等の居住支援を先駆的に実践している居住支援法人等、自自治体、福祉関係者等にヒヤリング調査を実施し、居住確保および地域生活の継続のために効果的なポイントを明らかにし、入院や施設入所などをしている精神障害者の方が、退院・退所後などに地域で暮らし始めるにあたり、住まいを確保する際のポイント等を福祉事業者が理解をするなど、福祉事業者と貸主・宅建業者の相互理解を深め、居住の確保につながるような冊子を作成。



- 精神障害者に対する、分かりや すい情報の提供
- 〇 貸主・宅建業者に対する 精神 障害者の受け入れ促進につながる 情報の提供
- 貸主・宅建業者の不安を理解した上での住まい探しの支援
- 福祉事業者等が地域生活の継続のための支援・取組を進めていることを理解してもらう
- 〇 貸主・宅建業者に、精神障害者 の地域生活の継続支援のための ネットワークへの参画を促す

### ブックレット、報告書送付先

- •日本精神保健福祉士協会
- •日本相談支援専門員協会
- 自治体の相談支援事業所の主管課
- ・精神保健福祉センター

### 居住確保支援に係る先駆的な事例

#### 貸主・宅建業者の不安

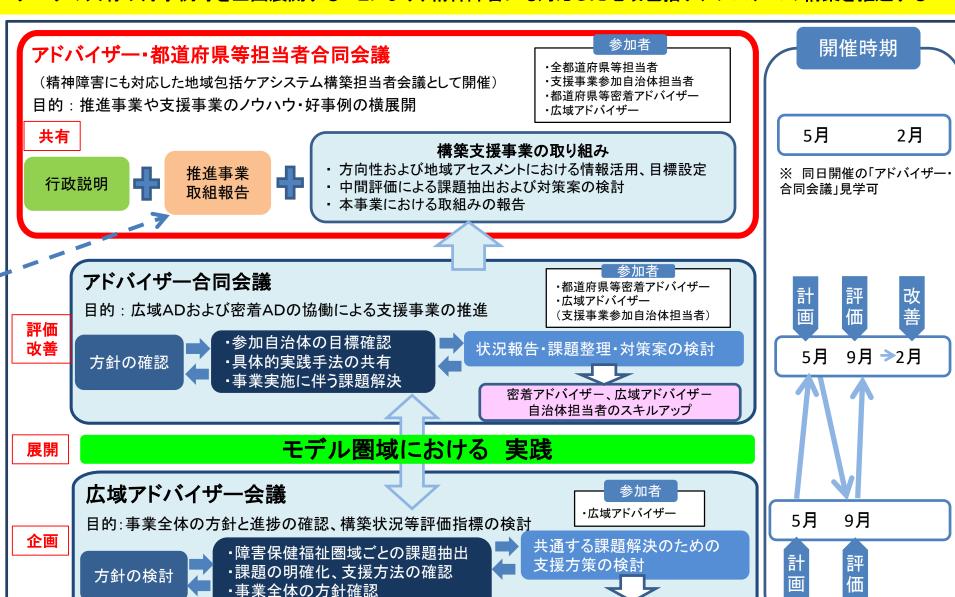
- ○家賃滞納のリスク
- ○何かあった時に誰かが来てくれる体制(緊急時の対応)
- 〇近隣トラブルの回避

### 精神障害者を支援ネットワークで支える

- \*精神障害者の孤立を防ぎ、生活の安定を維持する
- \* 多くの人が支援に関わることにより、病状の変化を早く見つけ、病状の悪化を防ぐ

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援するための会議

ノウハウの共有や好事例等を全国展開することにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する



広域アドバイザーのスキルアップ

•評価指標の検討

推

進

事

業

28

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 申請自治体実施事業(都道府県)

### 〈平成30年度〉

自治化・事業メニュー	格名	青森県	岩手県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	愛知県	三重県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	佐賀県	熊本県	鹿児島県
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	黨帝	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
(2)精神障害者の住まいの確保に係る事業								•		•				•						•		•					
(3)ピアサポートの活用に係る事業			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•				•
(4)アウトリーチ支援に係る事業					•			•								•											
(5)入院中の精神障害者の地域移行 に係る事業	地域の実		•		•			•		•	•	•	•	•			•			•		•	•				•
(6)包括ケアシステムの構築状況の 評価に係る事業	情に応じ							•						•						•				•			
(7)精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業	て選択化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•			•	•	•
(8)措置入院者等の退院後の医療 等の継続支援に係る事業		•						•		•		•	•							•							
(9)精神障害者の家族支援に係る 事業			•		•			•		•		•		•					•						•		
(10) その他、包括ケアシステムの構 築に資する事業					•			•				•						•	•						•		

※平成30年度構築推進事業実施計画書に基づき作成

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 申請自治体実施事業(指定都市・特別区)

### 〈平成30年度〉

自治 事業メニュー	体名	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	相模原市	新潟市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	北九州市	福岡市	八王子市	高知市	枚方市	奈良市	西宮市	新宿区	品川区	練馬区	葛飾区	墨田区	世田谷区
(1)保健・医療・福祉関係者による協 議の場の設置	必須	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
(2)精神障害者の住まいの確保に係 る事業																								
(3)ピアサポートの活用に係る事業		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•		•						•
(4)アウトリーチ支援に係る事業				•									•	•					•	•	•			
(5)入院中の精神障害者の地域移行に係る事業	地域の実			•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•				•		
(6)包括ケアシステムの構築状況の 評価に係る事業	情に応じ			•							•		•									•		
(7)精神障害者の地域移行関係職 員に対する研修に係る事業	て選択化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					•						•
(8)措置入院者等の退院後の医療 等の継続支援に係る事業				•		•		•	•	•			•				•	•		•	•	•	•	
(9)精神障害者の家族支援に係る 事業		•				•				•			•				•				•			•
(10)その他、包括ケアシステムの構 築に資する事業				•	•											•								

※平成30年度構築推進事業実施計画書に基づき作成